

# 交通死亡事故 多発!!

町内で3月～6月の間に、交通死亡事故が3件発生しています。これは、人口10万人当たりの死者数で考えると突出しています。交通事故はいつ起きるか分かりません。一人一人が交通ルールを守り安全運転に努め、交通事故を未然に防ぎましょう！

芳賀町内の死亡事故現場



## 安全運転を心がけましょう

岡総務課地域安全対策係 ☎028(677)6029



### 悲惨な事故に 遭わないためにも…

- 交差点では左右の安全確認!
- 一時停止標識では、必ず停止!  
そして安全確認!
- ゆとりを持った運転!
- 対向車がないときの夜間は原則ハイビーム!
- シートベルトは後部座席も忘れずに!
- 夜間は、歩行者や自転車は反射材を必ず装着!

## 農産物直売所 得情報

今月は  
農政課 山本が  
お伝えします

7月に入り、季節はもう夏です。夏と言えば夏休み！小・中学生は、海や山、プールに旅行などいろいろな楽しいイベントが待っています。私の夏休みの思い出は、子どもたちが小学校低学年の時にいった沖縄旅行です。青い海、青い空、そして、地元のおいしい食べ物は、今でも家族が集まると思い出話として持ち上がります。

皆さんは、農産物直売所の中に沖縄県物産コーナーがあることをご存じでしょうか。ちんすこうや芋けんぴ、黒糖などのお菓子、シークワーサーやさんぴん茶などのドリンク、もちろん雪塩も置いてあります。中でもおすすめは、JAおきなわのこんにゃくゼリーです。シークワーサーとタンカン、パイナップルの3つの味が楽しめます。熱中症予防と夏の日差しに疲れた体に、すっきりした甘さと低カロリーのこんにゃくゼリーをお楽しみください。



▲沖縄の味を楽しめます



▲こんにゃくゼリー



岡福祉対策課介護保険係 ☎028(677)6015

連載  
Vol.2

## ～介護保険サービスを受けるには～

先月号では、介護保険制度とはどのようなものか、サービスの内容などをお伝えしました。今月は、要支援・要介護認定を受けるまでの手順を説明します。

わたしのおじいちゃん、最近1人で風呂に入るのが大変そうなの。こんなときどうしたらいいんだろう…。



そんなときは**介護保険サービス**を利用できるかもしれないよ。サービスを利用するには、介護が必要な状態であることの認定を受ける必要があるんだ。それが「**要支援・要介護認定**」だよ。まずは、その認定を受けるために役場に申請をするんだ。

### 申請

芳賀町役場の**福祉対策課**に認定の申請をします。

- ①本人または家族が来庁してください。
- ②介護保険の保険証を確認します。
- ③本人の様子(介護が必要な状況)を簡単に説明してください。
- ④かかりつけの病院と主治医を教えてください。
- ⑤申請書を記入してください。

### 認定調査

- ・認定調査員がご本人を訪問し、様子や症状を調査します。(介護度は判定しません)
- ・普段の様子などもご家族から聞き取りします。

### 主治医の意見書

- ・主治医に、本人の状態について医学的な面からの意見書を書いてもらいます。
- ※意見書の依頼や回収は役場が行います。

### 認定審査会

各専門家(医療・福祉・保健)が、認定調査結果と主治医の意見書を基に要介護度を判定します。

### 結果の通知

原則として申請からおおよそ30日以内に認定結果と新たな保険証を通知します。  
認定の有効期間は12～36カ月で、介護度によって異なります。継続してサービスを利用したい場合は、有効期限が切れる前に更新の申請が必要です。  
※有効期限が切れる前に役場からお知らせします。



次回は、要支援・要介護認定区分などを説明するよ!